

令和2年3月1日以降
積算基準日の工事から適用
工事積算基準等の運用

Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成17年9月29日付け事調第589号農政部長通知)の一部改正

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用</p> <p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項</p> <p>〔全 般〕 【省略】</p> <p>〔A 共通仮設〕</p> <p>A～1000 運搬費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>たて込み簡易土留機材の運搬に係る起点を示されたい。</p> </div> <p>たて込み簡易土留機材の運搬費積算に係る起算点は、最寄りの市町村役場とする。</p> <p>A～1000 運搬費、A～1100 重建設機械分解・組立・輸送</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>重建設機械の分解・組立・輸送等について、施工に必要な台数はどのように算出するのか。</p> </div> <p>必要台数は、施工区（単独または一連で施工可能な場合は複数）単位で、歩掛の日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数（施工に必要な実日数）に対し、施工区単位で準備及び後片付けを除く着手から完了までの日数（施工可能日数）を考慮し、次式により求める。</p> $\text{必要台数} = \frac{\text{施工に必要な実日数} \times (1 + \text{雨休率})}{\text{施工可能日数} - \text{休暇日数}}$ <p>※施工期間に応じて夏期休暇 3 日、年末年始休暇 6 日を除く</p> <p>例) 改良山成工</p> <p>対象重機：ブルドーザ（湿地 20t 級）</p> <p>対象数量：表土 20,000m³（剥ぎ 10,000m³+戻し 10,000m³）、基盤土 30,000m³</p> <p>日施工量：表土 103.7m³/h×7.0h=725.9m³/日、基盤土 79.2m³/h×7.0h=554.4m³/日</p> <p>施工に必要な実日数：表土 20,000÷725.9+基盤土 30,000÷554.4=81.7 日</p> <p>契約工期：3 月 28 日～12 月 20 日</p> <p>施工期間：8 月 10 日～10 月 10 日（施工可能日数 62 日－夏期休暇 3 日=59 日）</p> <p>必要台数=81.7 日×(1+0.7)÷59 日 =2.35 → 3 台（少数第 1 位を切り上げ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>質量 20 t 以上で、「A～1100 重建設機械分解・組立・輸送」に示されていない建設機械器具の質量はどのように確認するのか。</p> </div> <p>積算に使用した重建設機械は、（一社）日本建設機械施工協会より発行の「建設機械等損料表（北海道補正版）」により、これに記載のないものはカタログや見積等により確認する。</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用</p> <p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項</p> <p>〔全 般〕 【省略】</p> <p>〔A 共通仮設〕</p> <p>A～1000 たて込み簡易土留機械の運搬</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>たて込み簡易土留機材の運搬に係る起点を示されたい。</p> </div> <p>たて込み簡易土留機材の運搬費積算に係る起算点は、最寄りの市町村役場とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>運用の追加</p> <p>運用の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----